



視察報告書

尼崎市議会議員

いせ田りつ子

日時：2024年9月27日（金）13時30分～17時

会場：田島南小中一貫校

（大阪市立田島南小学校・大阪市立田島中学校）

テーマ：対話力を育てる「国語科教育」・ことばで紡ぐ
「生きる教育」～保護者・地域とともにはぐくむ開かれた
授業づくり～

【概要】

大阪市立田島南小中一貫校で行われた「生きる教育（性・生教育）」の公開授業に参加しました。小中一貫校は全国で増えており、同校で行われる「生きる教育（性・生教育）」は全国から注目を集めています。

私は、公立の小中学校で性教育についてもっと子どもたちが知る機会をつくるべきと考えています。学習指導要領では、中学1年生のときに、成長に伴い男女の体がどのように成熟していくのか、ヒトの受精卵がどう胎内で成長するのかを学びます。

しかし教科書には、受精の前提となる性交についての記述はありません。その理由は、国が定める学習指導要領に「妊娠の経過は取り扱わないものとする」という一文があ

るためです。これが通称「はどめ規定」と呼ばれています。

また、尼崎市と生野区には生活保護率が高く、困難を抱える家庭が多いという共通点があります。この同校の取り組み「生きる教育（性・生教育）」が尼崎市に参考になると思い、参加しました。

同校は学校・保護者・地域が9年間を一体ととらえて「未来を生き抜く力を養うこと」を目指しています。3つの特色ある教育活動①言語力の育成・②性・生教育・③キャリア教育を進めています。ここでは視察を通して、尼崎市に活かしたい2点を述べます。

1点目は、田島南小中一貫のような特色がある小中一貫校の設置です。同校では9年間かけて、生きる教育（性・生教育）が行われています。

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が全国で増えています。小中一貫校のメリットについて述べます。1年生から9年生までの子どもたちが、異学年交流を通じて学びあえることが大きな特徴です。これにより、中学生には優しさが、小学生には中学生への憧れが育まれます。小学校から中学校進学で生じる環境の変化になじめず学校に行きづらくなってしまう、いわゆる「中1ギャップ」の解消にも繋がります。

以前私が視察した西宮浜義務教育学校（令和2年度開校）についても紹介します。この学校では、指導上の学年区分を4-3-2制とし、小1～小4、小5～中1、中2～中3という3期に分けています。小学校から中学校への移行によるギャップを減らすため、小5からは50分授業が導入され、定期考査も実施されます。部活動や縦割り活動で小学生と中学生が交流する時間も設けられています。

尼崎市ではまだ小中一貫校は設置されていませんが、児童生徒数が減少している小中学校を再編し、特色のある小中一貫校を設けることで、校区外からも進学希望者が増加すると考えます。また、不登校の児童生徒にとって新しい選択肢になる可能性もあります。

2点目は、「生きる教育（性・生教育）」についてです。同校では9年間をかけて「生きる」教育を実施し、以下の内容を学んでいます。

- 小1：たいせつなところと体 プライベートゾーン
- 小2：みんなおかしは赤ちゃんだった
- 小3：子どもの権利条約って知ってる？
- 小4：10歳からのハローワーク～ライフストーリーワークの視点から考えようみんなの凸凹
- 小5：愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から
- 小6：家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係
- 中1：脳と心と体とわたし～思春期のアタッチメントとトラウマ
- 中2：リアルデートDV～支配と依存のメカニズム
- 中3：社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から

9年LGBTQの男と子	9年エコマツプ・SDGs
8年デートDV	8年SNS誹謗中傷
7年脳と心と体	6年心の傷と家庭
4年LSW	5年情報モラル
3年子どもの権利	5年性別と感情
2年命のルール	4年発達と山
1年安全・安心(プライベートエリア)	

ここでは特筆すべき2点記載します。

1点目は「生きる教育（生・性）教育」を通じて、子どもたちの自己肯定感を育み、自分や他者を大切にする方法を学べることです。

約10年前、同校では児童の反抗や暴力行為が多発していました。そこで独自の「生きる教育」プログラムが始まり、言葉で自分の気持ちを伝える力の育成を目指しました。この「生きる教育（生・性）教育」は、国語力の向上と性教育が重視され、命や体の大切さを伝える内容となっています。その結果、校内暴力は減少し、学習環境が落ち着き、学力も向上しています。

2点目は、同校では子どもの権利についても学んでいることです。学校内に「子どもの権利条約」が掲示されていました。

子どもたちは、この条約について小学校3年生の「生きる教育（生・性教育）」の時間に学びます。同校の「生きる教育（性・生教育）」では、プライベートゾーン・デートDVや虐待、トラウマケア、性教育、そして子どもの個性（発達）に関する学びを通じて、子どもたちが自身の権利や他者の権利を尊重することを教えています。

私は田島南小中一貫校で実施されている「生きる（生・性）教育」を尼崎市で実施したいです。この「生きる教育（生・性教育）」は、子どもたちが巻き込まれる可能性のある危険なことを防ぐことができると考えます。例えば、性被害を事例にあげます。子どもたちが被害に遭ってから対策を考えるのではなく、未然に被害者や加害者にならないよう教育することが必要です。

また、子どもたちは自己肯定感を高め、自分と他者を大切にできようになると確信しました。

添付資料：

田島南小中一貫校の教育 (osaka.lg.jp)

ユニセフホームページ 子どもの権利条約 picture.pdf (unicef.or.jp)

参照：朝日新聞 DIGITAL 2023年11月30日 11時00分

「先生あんな」と言えるように 荒れから始まった、「生きる」教育：朝日新聞デジタル (asahi.com)

朝日新聞 DIGITAL 2023年12月1日 11時00分

しんどい学校だったけど 子どもを変え、社会も変える「生きる」教育：朝日新聞デジタル (asahi.com)

Q2.具体的には、どんな教育活動をおこなっていくの？

田島南小中一貫校は、3つの特色ある教育活動をすすめます。

①言語力の育成

②性・生教育

③キャリア教育

3

Q2.具体的には、どんな教育活動をおこなっていくの？

①言語力の育成

「言語力」は「学び」の基盤となる力です。

なかでも「自分の言葉で伝える力」は、生きる力に直結します。

9年間の目標を「言葉への意識を高め、筋道を立てて考えた
自分の考えを相手にわかりやすく伝え、交流しながらさらに
深めることができる」と定めて、学びをすすめます。

4

Q2.具体的には、どんな教育活動をおこなっていくの？

② 性・生教育

狭い意味での「性に関する指導＝科学的な知識の理解」

だけでなく、生命尊重や性行動に関する危険を認識し回避する態度や、望ましい人間関係を築く能力の育成など、広い意味での「性・生教育」を9年間のカリキュラムに沿ってすすめます。

5

Q2.具体的には、どんな教育活動をおこなっていくの？

③ キャリア教育

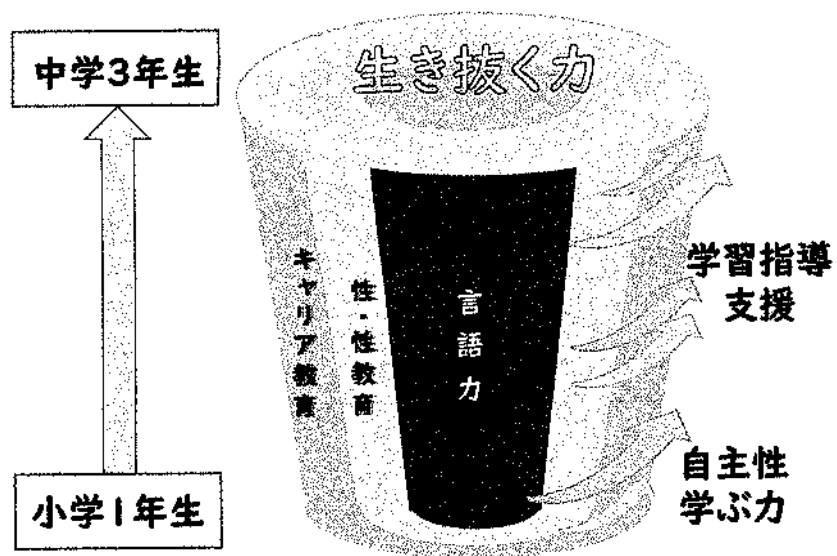
9年間の目標を「自分らしい生き方を実現するための力を育む」と定めて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成をめざします。

発達段階に応じて、小学校では、働くことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大等、社会性を養うことに重点を置きます。

中学校では、社会における自らの役割や将来の生き方、働き方を考え、進路の選択・決定に導きます。

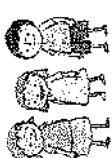
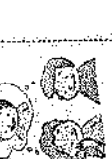
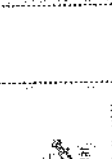
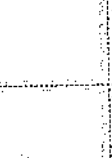
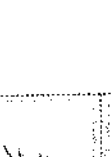
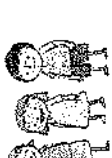
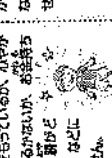
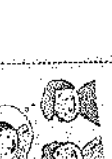
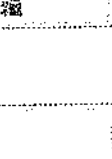
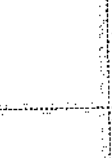
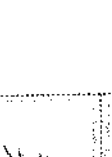
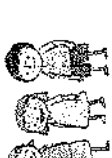
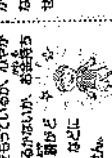
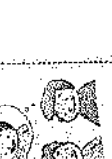
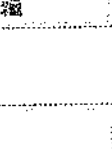
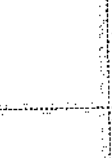
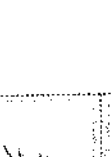
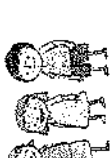
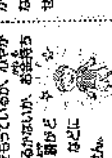
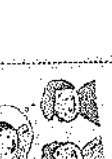
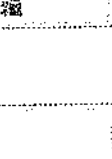
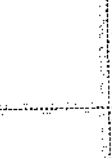
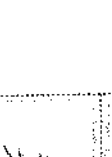
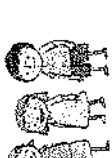
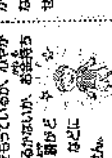
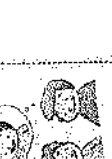
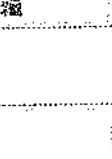
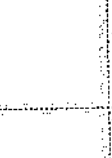
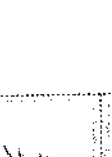
6

Q2.具体的には、どんな教育活動をおこなっていくの？



3つの特色を活かして「生き抜く力」を育むイメージ

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすいイラストとして公開しています。

第1条 (子どもの定義) 18歳になっていない人すべてが子どもと見なされます。 	第2条 (差別の禁止) すべての子どもは、みんな平等にこの条約に受ける権利をもっています。子どもは、肌の色、性別、年齢、宗教、言語、政治的見解、経済的地位、障害の有無、その他の状況にかかわらず、この条約に受ける権利を平等に受けるべきです。 	第3条 (子どもの最善の利益) 子どもは、最善の利益が考慮され、保護され、養育され、指導されるべきです。 	第4条 (国の義務) 国は、この条約に署名した国は、この条約の原則を国内法や政策に反映させるべきです。 	第5条 (親の指導) 国は、親やその他の責任者を支援し、指導し、必要に応じて監督するべきです。 	第6条 (生きる権利・育つ権利) すべての子どもは、生きる権利と育つ権利をもちます。 	第7条 (名前・国籍をもちつ権利) 子どもは、生まれたときから名前と国籍をもち、必要な場合は、名前と国籍を改める権利をもちます。 	第8条 (家族・愛情・家族環境が守られる権利) 子どもは、家族や愛情、家族環境をもち、必要に応じて家族と別れる権利をもちます。 	第9条 (親と引き離されない権利) 子どもは、親と引き離されない権利をもちます。子どもは、引き離されることになった場合は、引き離されることになった理由と、引き離された後の生活について、親と引き離された理由を説明する権利をもちます。 	第10条 (別々の国にいる親と会える権利) 子どもは、別々の国にいる親と会える権利をもちます。子どもは、別々の国にいる親と会えない場合は、親と会えない理由を説明する権利をもちます。 	第11条 (よその国に連れられない権利) 子どもは、よその国に連れられない権利をもちます。子どもは、よその国に連れられた場合は、よその国に連れられた理由を説明する権利をもちます。 	第12条 (意見を言う権利) 子どもは、自分の意見や考えを言う権利をもちます。子どもは、自分の意見や考えを言う権利をもちます。 	第13条 (表現の自由) 子どもは、自由に表現する権利をもちます。子どもは、自由に表現する権利をもちます。 	第14条 (思想・良心・宗教の自由) 子どもは、自由に思想・良心・宗教を信じる権利をもちます。子どもは、自由に思想・良心・宗教を信じる権利をもちます。 	第15条 (結社・集会的自由) 子どもは、自由に結社・集会的自由をもちます。子どもは、自由に結社・集会的自由をもちます。 	第16条 (プライバシー・名誉の保護) 子どもは、プライバシー・名誉の保護を受ける権利をもちます。子どもは、プライバシー・名誉の保護を受ける権利をもちます。 	第17条 (適切な情報へのアクセス) 子どもは、適切な情報にアクセスする権利をもちます。子どもは、適切な情報にアクセスする権利をもちます。 	第18条 (子どもの福祉は最善の利益に資する) 子どもは、最善の利益に資する権利をもちます。子どもは、最善の利益に資する権利をもちます。 	第19条 (あらゆる暴力からの保護) 子どもは、あらゆる暴力からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、あらゆる暴力からの保護を受ける権利をもちます。 	第20条 (家族を再会する権利) 子どもは、家族を再会する権利をもちます。子どもは、家族を再会する権利をもちます。 	第21条 (国籍の取得) 子どもは、国籍を取得する権利をもちます。子どもは、国籍を取得する権利をもちます。 	第22条 (難民の子どもの権利) 難民の子どもの権利は、この条約の原則に基づいて保護されるべきです。 	第23条 (障害のある子どもの権利) 障害のある子どもの権利は、この条約の原則に基づいて保護されるべきです。 	第24条 (健康・保健への権利) 子どもは、健康・保健への権利をもちます。子どもは、健康・保健への権利をもちます。 	第25条 (出生登録) 子どもは、出生登録を受ける権利をもちます。子どもは、出生登録を受ける権利をもちます。 	第26条 (社会保険を受ける権利) 子どもは、社会保険を受ける権利をもちます。子どもは、社会保険を受ける権利をもちます。 	第27条 (生活水準の権利) 子どもは、生活水準の権利をもちます。子どもは、生活水準の権利をもちます。 	第28条 (教育を受ける権利) 子どもは、教育を受ける権利をもちます。子どもは、教育を受ける権利をもちます。 	第29条 (道徳・文化・環境教育) 子どもは、道徳・文化・環境教育を受ける権利をもちます。子どもは、道徳・文化・環境教育を受ける権利をもちます。 	第30条 (少数民族の権利) 少数民族の子どもは、少数民族の権利をもちます。少数民族の子どもは、少数民族の権利をもちます。 	第31条 (休息・遊べる権利) 子どもは、休息・遊べる権利をもちます。子どもは、休息・遊べる権利をもちます。 	第32条 (労働・搾取からの保護) 子どもは、労働・搾取からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、労働・搾取からの保護を受ける権利をもちます。 	第33条 (有害な情報からの保護) 子どもは、有害な情報からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、有害な情報からの保護を受ける権利をもちます。 	第34条 (性的虐待からの保護) 子どもは、性的虐待からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、性的虐待からの保護を受ける権利をもちます。 	第35条 (誘拐・売買からの保護) 子どもは、誘拐・売買からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、誘拐・売買からの保護を受ける権利をもちます。 	第36条 (児童買春・児童ポルノからの保護) 子どもは、児童買春・児童ポルノからの保護を受ける権利をもちます。子どもは、児童買春・児童ポルノからの保護を受ける権利をもちます。 	第37条 (拷問・虐待からの保護) 子どもは、拷問・虐待からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、拷問・虐待からの保護を受ける権利をもちます。 	第38条 (武装紛争からの保護) 子どもは、武装紛争からの保護を受ける権利をもちます。子どもは、武装紛争からの保護を受ける権利をもちます。 	第39条 (被害からの回復) 子どもは、被害からの回復を受ける権利をもちます。子どもは、被害からの回復を受ける権利をもちます。 	第40条 (少年司法制度) 子どもは、少年司法制度を受ける権利をもちます。子どもは、少年司法制度を受ける権利をもちます。 
--	--	---	--	--	---	---	--	--	---	--	--	--	--	---	---	--	---	--	--	--	---	---	--	---	---	--	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	--	--	---

令和6年9月27日（金） 28日（土） 田島南小中一貫校 生きる教育（性・生教育）公開授業

大阪市教育委員会 がんばる先生支援研究A
文部科学省「生命の安全教育」実践校



対話力を育てる「国語科教育」ことばで紡ぐ「生きる教育」
～保護者・地域とともにはぐくむ開かれた授業づくり～

田島南小中一貫校は、令和4年4月に、田島小学校・生野南小学校が統合し、「田島南小学校」として新設され、田島中学校敷地内で小中一貫教育をスタートさせました。本校の教育の特色として【言語力の育成】【生きる教育・性・生教育の推進】【キャリア教育の充実】【読書活動の充実】が掲げられています。

「生きる教育」は、児童生徒にとって、社会問題とも言えるテーマを授業の柱として、どの子にとっても学びとなる授業を9年間通して行っています。

9月27日（金）

受付：13：00～

開会：13：40～

公開授業・講演会

9月28日（土）

受付：8：50～

開会：9：00～

- 7年生（中1）「脳と心と体とわたし
～思春期のトラウマとアタッチメント～」
8年生（中2）「リアルデートDV
～支配と依存のメカニズム～」
「思春期における情報モラル教育」
9年生（中3）「社会における子どもの権利」
「社会の中の親と子～子ども虐待の事例から～」

【シンポジウム・講演会】

田島中学校生徒会 田島南小学校 児童会
竹内 和雄 氏 「思春期における情報モラル教育」

- 1年生「大切なことと体
～プライベートゾーン～」
2年生「みんなむかしは赤ちゃんだった」
3年生「子どもの権利条約って知ってる？」
4年生「10歳のハローワーク～LSWの視点から～」
5年生「愛？それとも支配？
～パートナーシップの視点から～」
6年生「家庭について考えよう
～結婚・子育て・親子関係～」
【講演会】西澤 哲氏「Trauma Informed Education」
【指導講評】西岡 加名恵氏



兵庫県立大学
教授
竹内 和雄



山梨県立大学
特任教授
西澤 哲



京都大学大学院
教授
西岡 加名恵

田島南小中一貫校（大阪市立田島南小学校・大阪市立田島中学校）

【受付担当 菊井威・田中梓】

544-0011 大阪市生野区田島5-23-7
06-6758-1021

申し込みは9月20日（金）までをお願いします。（先着200名様）

<https://forms.office.com/r/j77MY16Ljv>

令和6年度田島南小中一貫校「生きる教育（性・生教育）」公開授業参加申し込み

